

社会福祉法人 宇治市社会福祉協議会
評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇治市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したとき、報酬として日額 1,547 円を支給する。

(旅費)

第3条 評議員が、その職務のため宇治市外へ出張したときは、報酬の他に本会旅費規程の規定により旅費を支給する。

(報酬等の支給)

第4条 評議員への報酬・旅費の支払時期は、業務の発生の都度とする。但し、評議員との合意の上で、後日に支払うことができる。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1、この規程は、平成 29 年 6 月 10 日から施行する。

(旅費規程の適用)

2、第3条に定める旅費規程による日当・宿泊料は理事の区分を適用する。